

## 幼保連携型認定こども園の認可について

『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)』  
(設置等の認可)

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。)の認可を受けなければならない。

3 都道府県知事(当該指定都市等の長。)は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

※当該指定都市等＝中核市を含む

※事業停止命令(第21条)、認可の取消し(第22条)を行う場合についてもあらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(都道府県における合議制の機関)

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県(指定都市または中核市)に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。



松江市社会福祉審議会条例(平成29年松江市条例第87号) 児童福祉専門分科会を設置  
(調査審議事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) (社会福祉)法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) (社会福祉)法第12条第1項の規定による児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に関する事項
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に関する事項

### ○施設名称

なの花認定こども園  
(令和6年4月1日開園予定)

### ○設置者

社会福祉法人玉依会 理事長 岸本 和馬

### ○施設所在地

松江市大庭町1132番地

### ○定員

認可定員110人

1号 5人(3歳児 1人、4歳児 2人、5歳児 2人)

2号 54人(3歳児 18人、4歳児 18人、5歳児 18人)

3号 51人(0歳児 15人、1歳児 18人、2歳児 18人)

開園時の利用定員110人

1号 5人(3歳児 1人、4歳児 2人、5歳児 2人)

2号 54人(3歳児 18人、4歳児 18人、5歳児 18人)

3号 51人(0歳児 15人、1歳児 18人、2歳児 18人)



設置者・幼保連携型認定こども園の概要と審査状況

(令和6年3月14日 松江市こども子育て部こども政策課)

1. 設置者の概要

社会福祉法人玉依会（松江市大庭町1132番地）

理事長 岸本和馬

2. 設置認可申請施設の概要

名称	所在地	定員等		経緯
<p>なの花 認定こども園</p>	<p>松江市大庭町 1132番地</p>	定員数	110	<p>平成23年4月1日より保育所として開設。 「松江市子ども・子育て支援事業計画」にある基本目標「子どものための教育・保育の充実」「子どものための保護者支援」「子どものための安全・安心の環境づくり」「地域や企業とともに取り組む子育て環境の向上」を踏まえ、地域の方の子育てのしやすい環境づくり目指し、適切な教育・保育を提供できる『幼保連携型認定こども園』に移行することに至った。</p>
		うち1号	5	
		うち2・3号	105	
		開園時の 利用定員	110	
		うち1号	5	
		うち2・3号	105	
		在園数 (4月1日予定)	102	
		うち1号	1	
うち2・3号	101			

※幼保連携型認定こども園としてR6. 4. 1開園予定

3. 認可基準適合状況

[設置者の条件]

項目	基準		判定	申請内容	確認資料	根拠法令等 ※欄外凡例参照
設置主体	右記のいずれかにあてはまること	国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人	○	社会福祉法人玉依会	法人の登記事項証明書	法律第12条
土地建物（以下のいずれか当てはまる設置主体に○）						
○	①社会福祉法人	右記のいずれかにあてはまること	土地及び建物について所有権を有している	○	建物：自己所有 土地：賃借権設定	・建物：登記事項証明書 ・土地：登記事項証明書
			国若しくは地方公共団体からの貸与若しくは使用許可を受けている	-		
			貸与を受けている土地については原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記している（既設法人については、一定の要件に合致すれば地上権又は賃借権の登記を行わないこともできる） 賃借料が地域の水準に照らして適正な額であり、賃借料の財源が確保され、収支予算書に賃借料が計上されている	○	土地：賃借権設定 ・1132番地 1408.00 ・1133番地 1325.00 ・1139番地1 449 ・1139番地5 75	登記事項証明書
経営姿勢	①経費の見積り及び維持方法 ②欠格事由該当の有無		○		①2024年度収支予算書 設置主体の過去3年間の決算等資料 ②誓約書	①法施行規則第15条 ②法律第17条第2項

〔認可基準〕

項目	基準	判定	申請内容	確認資料	根拠法令等 ※欄外凡例参照
設備の充足状況（設置義務） ※設備の充足状況は「4チェックシート」参照	建物・附属設備の一体的設置	○	同一敷地内 隣接地・その他	・図面	通知13(1)
	「その他」の場合、既存幼稚園または保育所を廃止（両方を廃止する場合含む）し、当該幼稚園または保育所の土地や設備を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合であって、通知1の3(1)の①～③要件を全て満たす				
	園庭の設置及び設置場所	○	同一敷地内 隣接地・その他	・図面	条例第6条第5項 通知13(2)
	・「その他」（代替地）は新設の場合は認められない ・ただし、既存幼稚園または保育所を廃止し、当該幼稚園または保育所の設備を活用して幼保連携型認定こども園へ移行するものとして、当分の間『移行特例』として認められるものに該当する（通知1の3(3)の要件①～④を満たす）				
	園舎は2階建以下であり保育室は1階に設けられている（原則） 特別の事情があるとき、園舎は3階建て以上とすることができる。 要件を満たす場合は、保育室を2階又は3階に設けることができる。	○	園舎は1階建	・図面	条例第6条第2項、第3項 通知13(2)
	職員室	○		・図面	条例第7条第1項、第5項
	乳児室又はほふく室（満2歳未満児入園の場合に限る）	○			
	保育室	○	6室		
	遊戯室（特別の事情があるとき保育室と兼用可）	○	遊戯室は専用		
	保健室（特別の事情があるとき職員室と兼用可）	○	職員室に医務コーナーあり		
	調理室（自園調理による食事の提供園児数が20人未満の場合や、満3歳以上児童に対して外部搬入により食事を提供する場合は備えないことができる）	○			
	便所	○	・入所児童用 6箇所		
	飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備	○			
保育室の数（満3歳以上）は学級数以上である	○	3学級／3部屋	条例第7条第2項		
放送聴取設備	○		・認可申請書		
映写設備	—	なし			
水遊び場	○				
園児清浄用設備	○				
図書室	—	なし			
会議室	—	なし			
職員配置状況は「4チェックシート」参照	園長及び保育教諭が配置されている	○		・園則第8条 ・職員名簿 ・資格証明書 ・履歴書	法律第14条第1項
	満3歳以上の園児について編成する各学級毎に担任する専任の保育教諭等が配置されている	○			条例第5条第1項
	保育教諭等を児童の年齢別配置基準により配置している	○			条例第5条第3項
	保育教諭等の複数配置ができています	○			
	学校医、学校歯科医、学校薬剤師の配置がされている		・学校医 いしいクリニック（石井医師） ・学校歯科医 浜田歯科医院（浜田歯科医師） ・学校薬剤師 松江生協病院（足岡薬剤師）	・園則第8条 ・職員名簿 ・契約書 ・就任承諾書	法律第27条
調理員を配置している（自園調理でない場合を除く）	○	常勤3人、非常勤1人	・園則第8条 ・職員名簿 ・履歴書 ・事務分担表	条例第5条第4項	
学級の編制	○	3学級／3部屋	・申請書 ・園則第13条 ・図面	条例第4条第2項	
教育・保育の内容	○		・園則第6条 ・全体的な計画 ・令和6年度年間指導計画	法律第10条	

運営	<p>【非常災害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害に必要な設備を設けるとともに、立地条件を踏まえた非常災害に対する具体的な計画を立てる。</li> <li>毎月1回以上避難及び消火に関する訓練の実施を行う。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月避難及び消火訓練を実施(火災、地震、水害、不審者を想定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園則第19条</li> <li>避難消火訓練年間計画</li> <li>災害対策マニュアル(避難経路図)</li> <li>消防計画</li> </ul>	条例第15条
	<p>【職員の研修】</p> <p>職員の資質の向上のための研修の機会が確保されている</p>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>研修計画</li> </ul>	条例第16条
	<p>【虐待の禁止】</p> <p>職員は園児に対し児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない</p>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>園則第20条</li> </ul>	条例第18条
	<p>【食事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給食の自園調理を行っている(要件を満たす場合は満3歳以上児に対する食事の提供について外部搬入も可能)</li> <li>献立は変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含んでいる</li> <li>食品の種類、調理方法は入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮している</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>自園調理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図面</li> <li>食育年間計画</li> </ul>	条例第20条
	<p>【教育及び保育を行う期間及び時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育週数は39週以上、教育時間は4時間、教育及び保育時間は4時間を原則</li> <li>保育時間は、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定める</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号子どもの休業【土日、祝日】</li> <li>【夏季休業】8/1~8/31</li> <li>【冬季休業】12/26~1/7</li> <li>3/31・4/1</li> <li>2. 3号子どもの休業【日、祝日】</li> <li>【年末年始】12/29~1/3</li> <li>1号子どもの教育標準時間8:45~16:15(7時間30分)</li> <li>2. 3号子どもの保育時間【標準】</li> <li>7:15~18:15(11時間)</li> <li>【短時間】</li> <li>8:15~16:15(8時間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園則第9条~第11条</li> </ul>	条例第9条
	<p>【1日の開園時間】</p> <p>1日の開園時間は11時間(原則)となっている</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>7:15~18:15(11時間)</li> <li>(延長保育事業除く時間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園則第11条</li> </ul>	通知14(1)
	<p>【子育て支援事業】</p> <p>子育て支援事業について、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、地域における需要に照らし実施することが必要なものを、保護者の要請に応じ適切に提供しうる体制の下で行う</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て相談事業</li> <li>一時預かり事業(一般型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園則第7条</li> <li>子育て支援事業実施計画</li> </ul>	条例第10条
	<p>【認定こども園である旨の表示】</p> <p>建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示している</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>正面門に掲示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>写真</li> </ul>	条例第11条
	<p>【教育及び保育等の状況その他運営状況の自己評価等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価の実施義務</li> <li>関係者評価及び第三者評価の努力義務</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士・保育教諭等による自己評価</li> <li>利用者による園の評価</li> <li>職員に幼る園の評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園則第25条</li> <li>自己評価等実施計画</li> </ul>	法律第23条 法施行規則第23~25条
	<p>【教育及び保育等の状況その他運営状況に関する情報提供】</p> <p>保護者、地域住民等に対し、教育及び保育等の状況その他の運営の状況に関する情報を積極的に提供する</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページによる提供</li> <li>情報開示規程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ</li> <li>情報開示規程</li> </ul>	法律第24条
<p>【園則等】</p> <p>園則には法施行規則第16条に規定する事項が記載されている</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号(学年、学期、教育又は保育を行う日時数・行わない日及び開園している時間に関する事項)</li> <li>2号(教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項)</li> <li>3号(保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項)</li> <li>4号(利用定員及び職員組織に関する事項)</li> <li>5号(入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項)</li> <li>6号(保育料その他の費用徴収に関する事項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号園則第9~11条</li> <li>2号園則第6条</li> <li>3号園則第7条</li> <li>4号園則第7. 15条</li> <li>5号園則第14条</li> <li>6号園則第12条</li> </ul>	法施行規則第16条	
<p>【健康診断実施計画】</p> <p>児童の健康診断を入所時並びに少なくとも年2回行うこととし、そのうち1回は6月30日までに進行</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>入園時</li> <li>毎年6月と10月の年2回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康管理規程第4条、第13条</li> </ul>	法施行規則第27条	
<p>【公正な選考】</p> <p>特定教育・保育施設は、申し込みが利用定員を超える場合には公正な方法で選考する</p>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>園則第14条</li> </ul>	支援法第33条第2項	

【凡例】

法律	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日 法律第77号)
法施行規則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年7月2日 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)
支援法	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日 法律第65号)
条例	松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年12月19日 松江市条例第120号)
通知1	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて(平成26年11月28日 府政共生第1104号 内閣府政策統括官連名通知)
通知2-1	幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について(平成26年12月18日 府政共生第743号 内閣府政策統括官ほか連名通知)
通知2-2	不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成16年5月24日 雇発第0524002号・社援発第0524008号)
通知2-3	国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について(平成12年9月8日 児発第732号 厚生省児童家庭局長ほか連名通知)
通知2-4	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について(平成19年3月28日 18文科高第756号 文部科学省所等中等教育局長通知)
通知3	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(令和5年5月19日 成保385文科初第483号)

4 チェックシート  
〔職員の充足状況〕

幼保連携型認定こども園	私立	なの花認定こども園
-------------	----	-----------

(1) 園長

資格	幼稚園教諭1種+保育士登録	申し立て（内容は右欄）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉事業に10年以上従事している。</li> <li>・認可保育所の施設長を8年間従事し、現在も継続している。</li> </ul>
		○	
専任・兼務の別	専任	兼務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼務の場合、(2) 保育教諭の年齢別配置基準の人数を1人増加すること。</li> </ul>
	○		

(2) 保育教諭等

【年齢別配置基準（園長、専任の副園長・教頭除く）】

	定員		在籍見込 (R6. 4. 1時点)		配置基準	基準上の必要人数	保育教諭配置人数(業務分掌ベース)				うち 副園長 経過措置	うち みなし 配置特例		
	保育必要	保育必要以外	保育必要	保育必要以外			常勤	うち 担任	非常勤	うち 担任				
0歳			5		5	3:1	1.6	7.9	13	2	2	0	0	0
満1歳	51		18		18	6:1	3.0							
満2歳			20		20	6:1	3.3							
満3歳	54	5	20	0	20	20:1	1.0	2	2	0	0	0	0	
満4歳			19	0	19	30:1	0.6	1	1	0				
満5歳			19	0	19	30:1	0.6	1	1	0				
常勤換算後									17	合計勤務時間が常勤職員 の勤務時間(月)を 下回る場合常勤換算不可 0				
合計	105	5	101	0	101		10.0 小数点以下四捨五入		17.0 小数点以下四捨五入			0	0	
最低基準上必要な保育教諭数							10人		17人					
最低基準上必要な保育教諭数（園長が兼務の場合）							一人		一人					

(3) 調理員の配置

配置あり	○
配置なし（調理業務委託等）	

(4) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の配置

学校医	○
学校歯科医	○
学校薬剤師	○

〔参考：上記に加えて公定価格基本分単価充足のために必要な人数〕

※私立のみであり、確認権者（市町村）において確認する事項

(2) - 2 保育教諭等

保育教諭	基準上の必要人数	
	常勤	非常勤
主幹教諭等2名専任化代替職員	1	1
2,3号定員90名以下	0	
2,3号標準認定利用	1	
<b>公定価格基本分単価充足のために必要な人数</b>	<b>2</b>	<b>1</b>

		常勤	非常勤
年齢別配置基準+公定価格基本分単価充足のために必要な人数		12	1
実配置人数総計（常勤換算後）		22	1
内訳	主幹教諭	2	0
	保育教諭	20	1

園長、副園長除く

(3) - 2 調理員

保育認定こどもの 利用定員規模による配置	定員	配置基準		配置職員数
	105	40人以下の施設	1人（常勤）	
		41人以上150人以下の施設	2人（常勤）	○
		151人以上の施設	3人（1人非常勤）	
			常勤3人、非常勤1人	

〔園舎・施設設備・園庭面積の充足状況〕

満3歳以上の園児について編制する学級数	3 学級
---------------------	------

1. 園舎面積基準 (適用基準以下のいずれかに○)				面積			
○	条例第6条第6項 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 (1)次に掲げる学級数に応じた面積 (㎡) 1学級 180 2学級以上 $320+100 \times (\text{学級数}-2)$ (2)満3歳未満の園児数に応じ、条例第7条第6項の規定により算定した面積	$(1) 320\text{㎡}+100\text{㎡} \times (3\text{学級}-2) = 420\text{㎡}$ $(2) ①②108.90\text{㎡}+③④35.64\text{㎡}=144.54\text{㎡}$ $(1) 420\text{㎡}+(2) 144.54\text{㎡}=564.54\text{㎡}$	564.54	㎡	571.11	㎡	
2. 保育室・遊戯室面積 (適用基準以下のいずれかに○)				面積			
○	条例第7条第6項	合計		261.36	㎡	423.63	㎡
	①乳児室	1.65㎡/人(満2歳未満児のうちほふくしない者)	0 人	0.00	㎡	120.69	㎡
	②ほふく室	3.3㎡/人(満2歳未満児のうちほふくする者)	33 人	108.90	㎡		
	③保育室(満2歳児)	1.98㎡/人(満2歳以上児)	18 人	35.64	㎡	48.60	㎡
	④遊戯室(満2歳児)					0.00	㎡
	⑤保育室(満3歳以上児)		59 人	116.82	㎡	153.90	㎡
⑥遊戯室(満3歳以上児)					100.44	㎡	
3. 園庭面積 (適用基準以下のいずれかに○)				面積			
○	条例第6条第7項 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 (1)次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次に掲げる学級数に応じた面積 (㎡) 2学級以下 $330+30 \times (\text{学級数}-1)$ 3学級以上 $400+80 \times (\text{学級数}-3)$ イ $3.3\text{㎡}$ に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 (2) $3.3\text{㎡}$ に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積	$(1) \text{ア } 400\text{㎡}+80\text{㎡} \times (3\text{学級}-3) = 400\text{㎡}$ $\text{イ } 3.3\text{㎡} \times 59\text{人} = 194.7\text{㎡}$ $(2) 3.3\text{㎡} \times 18\text{人} = 59.4\text{㎡}$ $(1) \text{ア } 400\text{㎡}+(2) 59.4\text{㎡} = 459.4\text{㎡}$	459.40	㎡	650.00	㎡	

【凡例】 条例 松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年12月19日 松江市条例第120号）